

主催：（一社）大田労働基準協会〔幹事〕・渋谷労働基準協会
（一社）三田労働基準協会・品川労働基準協会

新入社員等安全衛生教育担当者の研修会開催について

労働安全衛生法第59条では、事業者は労働者を雇入れたとき、当該労働者に対し その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行なわなければならないとされ、又労働安全衛生規則第35条には教育すべき内容を規定しています。

当協会では、今般、新入社員に教育を行なう方々を対象に、教育を行なう専門知識・教育の方法等について研修会を開催致しますのでご案内致します。

記

- 1、日 時 平成27年3月12日（木）午後1時30分～午後4時30分（受付13時15分～）
- 2、場 所 大田区蒲田5-40-1 法人ビル5F （大田労働基準協会入居）
- 3、講 師 労働安全・労働衛生 コンサルタント 阿部 龍之 氏
- 4、定 員 30名（先着順）
- 5、受講料 会員 3,000円 それ以外の方 4,000円
（消費税・テキスト・資料代含む）

6、申込方法等

- ①受講申込：裏面「申込書」により、三田労働基準協会あて Fax(03-3451-7692)して下さい。
- ②申込受付と受講料の振込：受講可能な場合は受講番号を記入のうえ「受講票」として申込担当者に Fax 返信いたします。受講料は受講票到着後 2 週間以内（到着から 3 月 5 日まで 2 週間ない場合は 3 月 5 日（木）まで）に次の銀行口座にお振込み下さい（振込手数料はご負担願います）。

・銀行名	三菱東京UFJ銀行田町支店	・口座番号	普通預金 0397963
・口座名義	一般社団法人 三田労働基準協会	・名義人住所	東京都港区芝 4-4-5

なお、振込人名の前に講習会月日を記入ください（例 0312 〇〇カイシャ等）

- ③受講の取消：3月5日（木）までの取消しは受講料を全額返還いたします（振込手数料はご負担願います）。それ以降の取消しは返還できませんので予めご承知おきください。

- ④受講者は、Fax された受講票を当日持参し受付にご提出ください。

- 7、問合先 （一社）三田労働基準協会 港区芝 4-4-5 URL <http://www.mita-roukikyo.or.jp>
電話：03-3451-0901 FAX：03-3451-7692

*この講習は城南労働基準協会協議会(三田,品川,大田,渋谷労働基準協会)の共催により開催し、幹事協会は大田労働基準協会です。